

令和8年度 第2回

上島町農業委員会  
議 事 録

令和8年5月15日

|                              |                    |                           |              |            |
|------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------|------------|
| 開                            | 会                  | 令和8年5月15日                 | 13時30分       |            |
| 閉                            | 会                  | 令和8年5月15日                 | 14時02分       |            |
| 開                            | 催                  | 場                         | 所            |            |
|                              |                    | 上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール         |              |            |
| 現 地<br>見 回 り                 | 日 時                | ① 5/12 14:00              | ② 5/12 15:00 |            |
|                              |                    |                           |              |            |
|                              |                    |                           |              |            |
|                              | 農 業 委 員<br>推 進 委 員 | ① 村上 穂 委員                 | ② 濱本 等 委員    | ② 田中 一富 委員 |
|                              |                    | ② 砂川 勝利 委員                |              |            |
|                              | 事 務 局              | ① ~② 田名後高広                |              |            |
| 出 席 委 員                      | 古川 泰弘 委員           | 小西 佳子 委員                  | 田中 一富 委員     |            |
|                              | 青木 俊樹 委員           | 岡辺 恒一 委員                  | 仲平 まゆみ 委員    |            |
|                              | 砂川 勝利 委員           | 濱本 等 委員                   | 幸本 郁夫 委員     |            |
|                              | 佐藤 美和 委員           | 村上 穂 委員                   | 古本 実 委員      |            |
|                              | 中 哲夫 委員            |                           |              |            |
|                              |                    |                           |              |            |
| 欠 席 委 員                      | 山上 耕司 委員           | 平岡 修 委員                   |              |            |
|                              |                    |                           |              |            |
| 職 務 の た め 出 席 し<br>た 者 の 氏 名 | 黒瀬 智貴              | 西本 桂将                     | 田名後 高広       |            |
|                              | 村上 晃子              |                           |              |            |
| 議 事 録 署 名 人                  | 村上 穂 委員            | 仲平 まゆみ 委員                 |              |            |
| 議 事 の 概 要                    | 日程第1               | 会議録署名委員の指名について            |              |            |
|                              | 第1号議案              | 農地法第3条許可申請について(生名)        |              |            |
|                              | 第2号議案              | 非農地許可申請について(岩城)           |              |            |
|                              | 第3号議案              | 農地利用集積等促進計画(案)の諮問について(岩城) |              |            |
|                              | 第4号議案              | 農地法第3条許可申請について(岩城)        |              |            |
|                              | その他                | 前回の総会審議案件の処理状況について 他      |              |            |
|                              |                    |                           |              |            |
|                              |                    |                           |              |            |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容  |
|-------|------|--|
| (開 会) | 事務局長 | 定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第1回上島町農業委員会総会を開会致します。   |
|       |      | 本日は、山上委員、平岡推進委員が欠席です。本日の出席委員数は農業委員7名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。  |
| 会長挨拶  | 会 長  | それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。   |
|       |      | (開会挨拶)   |
|       | 事務局長 | それではこれより、上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。   |
| 日程第1  | 議 長  | それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。村上穂委員、仲平委員、よろしくをお願いします。  |
| 第1号議案 | 議 長  | それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。  |
|       | 事務局  | (内容説明)<br>農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。 |
|       | 議 長  | 現地確認された村上委員の説明を求めます。   |
|       | 村上委員 | 12日に現地確認に行っていました。現地は十分に整地されていて、すぐにも耕作できると思います。   |
|       | 議 長  | 何も植わってない。  |
|       | 村上委員 | はい、きれいに整地されているだけです。  |
| 審 議   | 議 長  | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。  |
|       | 各委員  | (意見なし)   |
| 採 決   | 議 長  | それでは第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。  |
|       | 各委員  | (全員挙手)   |
|       | 議 長  | 全員賛成ということで許可をいたします。  |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容   |
|-------|------|---|
| 第2号議案 | 議長   | それでは第2号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。  |
|       | 事務局  | (内容説明)<br>非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第2号議案の説明は以上です。 |
|       | 議長   | 現地確認された濱本委員、田中委員、砂川委員の説明を求めます。  |
|       | 濱本委員 | 先日、田中委員、砂川委員、事務局と4名で現地確認に行ってきました。写真のとおり、竹がずっと生えており、次の、10ページのところも雑木が生えており、ユンボ等を入れても大変でありますので、非農地でよいと思います。以上です。   |
|       | 田中委員 | 先日、現地確認に行きまして、竹がいっぱい生えていて、竹と雑木だらけなので、元に戻すのは大変ですので、非農地でいいと思われれます。  |
|       | 砂川委員 | 12日に皆さんと現地確認に行きましたが、写真のとおりです。竹が密集しており、農地へも転用は困難であると思われれます。また、進入路も気持ち程度で、重機等も難しい状態であるので、非農地として認定していいと思います。   |
|       | 議長   | ここは昔、八朔かなにか植わっていたんですか。  |
|       | 濱本委員 | そうですね、僕が小さいころから、記憶がないんですけども、お寺が何か作っていたと思います。50年以上竹藪になっていたんじゃないですかね。   |
| 審議    | 議長   | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。   |
|       | 各委員  | (意見なし)  |
| 採決    | 議長   | それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。  |
|       | 各委員  | (全員挙手)  |
|       | 議長   | 全員賛成ということで、非農地である旨照明いたします。  |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容   |
|-------|------|---|
| 第3号議案 | 議長   | それでは、第3号議案、農用地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。  |
|       | 事務局  | (内容説明)<br><p>なお、農地中間管理事業の推進に関する法律における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。</p>  |
|       | 議長   | 現地確認された、田中委員の説明を求めます。   |
|       | 田中委員 | 事務局と一緒に現地確認に行きました。継続で借りるということで、手入れもされていますので、何も問題はないと思います。以上です。  |
| 審議    | 議長   | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。  |
|       | 各委員  | (意見なし)  |
| 採決    | 議長   | それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。  |
|       | 各委員  | (全員挙手)  |
|       | 議長   | 全員賛成ということで、町から諮問された第3号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。   |
| 第4号議案 | 議長   | それでは、第4号議案、農地法第5条申請について事務局から説明を求めます。  |
|       | 事務局  | (内容説明)<br><p>本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。第4号議案の説明は以上です。</p> |
|       | 議長   | 現地確認された、砂川委員の説明を求めます。   |
|       | 砂川委員 | 12日に、事務局と一緒に現地確認に行きました。違法転用は改めて正式に手続きされるということです。また、周囲に配慮すること。転用に問   |



